令和７年５月

お客さま　各位

備前日生信用金庫

当座勘定規定（一般用）の改定のお知らせ

平素より備前日生信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、備前日生信用金庫では、当座預金の払戻請求書によるお引出しの取扱い開始に伴い、令和７年９月１日（月）付で当座勘定規定（一般用）を以下のとおり改定いたします。なお、改定日以前よりご契約いただいているお客さまにも改定後の規定が適用されますのでご了承願います。

今後とも、より一層商品・サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定する規定

当座勘定規定（一般用）

２．改定日

令和７年９月１日（月）

３．改定内容

対象となる規定に払戻請求書によるお引出しについて追記しています。

改定箇所については、別紙新旧対照表を参照願います。

以 上

手をとりあって未来へ
備前日生信用金庫

新	旧
■当座勘定規定（一般用） 第１条～第６条　　（省略） 第７条（手形、小切手の支払等） (1)　　（省略） (2)　　（省略） (3)　当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 ①　届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 ②　小切手を使用する方法。 (4)　前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第８条（手形、小切手用紙等） (1)　　（省略） (2)　　（省略） (3)　　（省略） (4)　　（省略） (5)　手形用紙、小切手用紙、あるいは払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)　　（省略） (7)　　（省略）	■当座勘定規定（一般用） 第１条～第６条　　（省略） 第７条（手形、小切手の支払） (1)　　（省略） (2)　　（省略） (3)　当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （新設） （新設） 第８条（手形、小切手用紙） (1)　　（省略） (2)　　（省略） (3)　　（省略） (4)　　（省略） (5)　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)　　（省略） (7)　　（省略）

新	旧
第９条～第 11 条　　（省略）	第９条～第 11 条　　（省略）
第 12 条（手数料等の引落し） ⑴　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ⑵　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。	第 12 条（手数料等の引落し） ⑴　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ⑵　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。
第 13 条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。　（削除）	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 14 条～第 16 条　　（省略）	第 14 条～第 16 条　　（省略）
第 17 条（印鑑照合等） ⑴手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ⑵　（省略） ⑶　（省略）	第 17 条（印鑑照合等） ⑴手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ⑵　（省略） ⑶　（省略）

新	旧
第 18 条～第 30 条　　（省略） ■約束手形用法 （省略） ■為替手形用法 （省略） ■小切手用法 （省略） ○改正日 （令和 7 年 9 月 1 日現在）	第 18 条～第 30 条　　（省略） ■約束手形用法 （省略） ■為替手形用法 （省略） ■小切手用法 （省略） ○改正日 （令和 4 年 11 月 4 日現在）